

「宇宙遊覧」参加条件書

1. 「宇宙遊覧」契約

「宇宙遊覧」は、株式会社岩谷技研（以下「当社」という）が実施するものであり、お客様は当社と「宇宙遊覧」契約（以下「本契約」という）を締結することとなります。お客様は、当社が提示及び説明を行う商品の概要を理解し、それらの概要及び参加条件を承諾した上で、本契約を締結することに同意するものとします。

2. 用語の定義

本契約書において使用する用語を下表のとおり定義します。

宇宙遊覧	商品カテゴリのこと。フライトの主目的にあたる。
フライト	地表を離れてから地表に着くまでの気球体験
代金	宇宙遊覧商品代金（前後の旅行や滞在費は含まない）
搭乗、降機	気球に乗り込むこと、降りること
集合場所、集合日時	フライト前の招集場所、日時
打ち上げ	気球が地表を離れること
打ち上げ地点	気球が地表を離れる場所のこと（陸上のみ）
打ち上げ日時	気球が地上を離れる日時
着陸または着水	気球が地表に着くこと（陸上も海上もあり得る）
帰還ポイント	気球が地表に着く場所のこと（陸上も海上もあり得る）

フライト終了日時	気球が地表に着く日時のこと（陸上も海上もあり得る）
キャビン	気球から吊り下げる人の乗るカプセル
パイロット	キャビンに乗り込む操縦者
解散場所、解散日時	着陸または着水場所から移動してブリーフィング後宇宙遊覧商品の終わる場所日時
前日ブリーフィング	フライトの前日に行うブリーフィング
フライト後ブリーフィング	着陸または着水後解散前に行うブリーフィングのこと
契約前メディカルチェック	契約前に搭乗者各自受診するメディカルチェック
前日メディカルチェック	集合後受診いただくメディカルチェック
フライト後メディカルチェック	着陸または着水後解散前に受診いただくメディカルチェック
合同オリエンテーション	当選者へ意志確認後行う札幌での説明会と契約会
スタンバイ期間	お客様に打ち上げ地周辺でスタンバイいただく一週間の期間のこと（解散とともに終了）
打ち上げ日時延期	スタンバイいただく一週間の中で離陸日時を天候不順で先送りすること
スタンバイ期間延期	スタンバイいただく一週間の間に天候不順で飛ばずスタンバイ期間自体を将来に延期すること
次期スタンバイ期間	スタンバイいただく一週間の間に天候不順で飛ばず先送りした場合の再設定期間のこと
取消料	お客様都合でキャンセルされる場合のキャンセル料

違約金	お客様がレギュレーションに反した場合のペナルティ
申込金	契約と同時に納めていただく金額、代金や取消料違約金に充当

3. お申し込みと契約の成立

お申し込みは、本参加条件書に承諾した上で、必要事項の記載及び自筆署名を行った所定の参加申込書兼同意書にてお申し込みいただきます。ただし、未成年の方は「参加申込書兼同意書（仮）」に加え、「親権者の同意書」が必要となります。

「宇宙遊覧」契約は、当社が「参加申込書兼同意書」（お客様が未成年者の場合には、「親権者の同意書」も必要となります）を受領し、本契約の締結を承諾し、当社が指定する期間内に代金全額を受領した時点で成立するものといたします。なお、お申込みされた時点でお客様が当該「宇宙遊覧」参加条件書の内容に同意したものとみなし、さらにお客様あるいはその親族、財産管理人、相続人、その他の継承人等は、申込の事実並びにお客様が申し込んだ内容に異議を唱えないことに了承したものとみなします。

4. お申し込み条件

(1) ご参加条件

本商品は、キャビンに乗船し気球により高度 25km 程度まで上昇して宇宙を遊覧します。このような環境下においては、ご参加のお客様の健康状態への影響（基礎疾患の悪化等を含む）や緊急退避が求められる事態も想定されます。従って、本商品においては、以下の参加条件を定めておりますので、ご了承の上、お申込みください。

① フライト時点において満 15 歳以上 65 歳未満の方がご参加いただけます。

(なお、18 歳未満の方は親権者の同意書が必要です)

② 身長 150cm から 190cm 迄の方がご参加いただけます。

③ 当社が指定する時期、回数、内容の説明会（合同オリエンテーションを含む）、メディカルチェック及び医師による診断を受けていただき、当社が参加可能と判断した場合にご参加いただけます。

④ 車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、妊娠中の方、妊娠の可能性ある方は、フライト体験の性質上ご参加いただけません。

⑤ 北海道暴力団の排除の推進に関する条例及びその他諸法令により、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であることが判明した方は、ご参加をお断りさせていただきます。

(2) ご参加にあたり必ずご了承ください事項

① フライト実施条件

(ア) 風速等当社がフライト可能な天候状況であると判断することが条件となり、フライト実施率は 3 割程度となります。

(イ) 前項の理由により、当社の指定する日から起算して一週間、離陸地周辺に滞在を要することがあります。当該滞在期間中、当社が天候等の諸条件によりフライトの実施が可能と判断した日に体験いただきます。

一切の滞在費、旅費等宇宙遊覧商品代金以外にかかる費用はご参加者負担となります。

(ウ) 当社が指定した日から起算して一週間の滞在期間中にフライト可能となる気象条件の日が無いと予想される、あるいは実際に無かった場合、再度当社が指定する日から起算した一週間、離陸地周辺に滞在いただきます。再訪に関わる一切の滞在費、旅費等宇宙遊覧商品代金以外にかかる費用はご参加者負担と

なります。

② フライト体験

(ア) 離陸から帰還までのフライト時間は 3～4 時間程度を想定していますが、気象条件等により増減することがあります。

(イ) フライト当日の天候により景色が異なるため、ホームページ等に掲載した景色（特に地上の見え方）を保証するものではありません。

(ウ) 構造上激しく揺れる可能性は低いものの、大型クルーズ船程度の揺れを感じることはあり得ます。

(エ) フライトごとに設定する帰還ポイントは陸上海上いずれも可能性があります。当社が手配した車両、船舶等により、事前に指定した解散地まで移動しますが、海上への帰還の場合、天候により船酔い等の可能性があります。

(オ) 到達高度は 25km 前後を想定していますが、気象条件により変動する可能性があります。

(カ) 気象条件等により、飛行高度 15km に達せず帰還する場合は、本体験が成就しなかったものとして、追加フライト代金の負担無く再度「宇宙遊覧」体験に臨んでいただきます。（フライト以外の再訪に関わる一切の滞在費、旅費等フライト以外にかかる費用はご参加者負担となります）なお、高度 15km を超えた場合は、25km に達せずとも、本体験が成就したものとして扱います。

③ キャビンの性能等

(ア) 打ち上げから帰還までを通じてキャビン内は地上と同程度に与圧された状態です。

(イ) 上空外気はマイナス 80 度近くまで冷却されますが、キャビンは断熱されており地上と同程度の温度に保たれます。

(ウ) キャビン内は強い紫外線を含む太陽光が差込みますので、日焼け等の影響を受けることがあります。

(エ) 募集時にご覧いただくキャビンは開発中のものであり、今後の開発において、デザインや性能が変更となる可能性があります。

④ 不可避なリスク

(ア) 「宇宙遊覧」は新しく開発する装置であり体験であることから、遊覧フライトにおける安全には万全を期す一方、あらゆるリスクを想定及び回避することは不可能であり、参加者の生命、身体に影響の及ぶリスクの存在を否定できません。なお、お客様は、「宇宙遊覧」に関してお客様に（直接又は間接を問わず）生じた損害等について当社に対して一切の法的責任を追及しないものとします。但し、当社に故意または重大な過失があったときは、この限りではありません。

(イ) 「宇宙遊覧」は、2023 年 2 月現在、日本国内の法令に準拠して本フライト条件を満たす飛翔が可能ですが、今後、管轄省庁等の方針や法令改正等により、フライトの実施に遅れが生じる可能性があります。

(ウ) 現在、フライト装置の開発は最終段階にあり 2023 年中に完成する予定ではありますが、不測の事態により開発に遅れが生じる可能性があります。

(3) 禁止事項

以下の条項に該当する行為があった場合、当社は本契約を解除することがあります。このときは、参加者は当社

に対し、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- ① 参加条件やメディカルチェックにおける虚偽申告
- ② SNS 等における宇宙遊覧体験、当社及び他の参加者に対する誹謗中傷、風評被害の可能性のある事実
に反する書き込み、公序良俗に反する振る舞い
- ③ 当社より必要に応じてフライト前に通知する指示、及びフライト中におけるパイロットの指示、に従わないあらゆる行為
- ④ キャビンのハッチにパイロットの許可なく触れる行為（万が一上空でキャビンを開放した場合、即、生命に関わる事態に直結します）

5. 「宇宙遊覧」代金とお支払い

「宇宙遊覧」代金は、2,400 万円（消費税込）で、「申込金」「取消料」「違約料」等の額を算出する際の基準となります。宇宙遊覧代金全額のお支払い期限は契約日から起算して 7 営業日以内です。

6. 代金に含まれるもの・含まれないもの

(1) 代金に含まれるもの

- ① 離陸から帰還までの気球によるフライト
- ② 集合場所から離陸地点及び着陸または着水地点から解散場所までの交通、船舶等
- ③ 事前合同説明会
- ④ 直前ブリーフィング

- ⑤ 解散前ブリーフィング
- ⑥ 前日メディカルチェック
- ⑦ 解散前メディカルチェック
- ⑧ その他当社が指定する提供物等

(2) 代金に含まれないもの

- ① 集合場所まで、及び解散場所からの交通費
- ② 合同オリエンテーション他当社が指定する説明会等参加のための交通費、滞在費
- ③ スタンバイ期間中の滞在費
- ④ 契約前メディカルチェック費用
- ⑤ ご参加者が任意で付保される保険料

お客様の個人都合によりこれらの諸費用の一部もしくは全部をご利用されない場合には、原則返金等はいりません。

7. お客様との通信手段および承諾の確認

お客様との相互連絡事項の伝達、「宇宙遊覧」内容の変更・中止、取消等に関する通知、またそれに伴うお客様からの承諾の確認を得る手段は、原則、書面、電子メールまたはソーシャルネットワーキングサービスによりおこないます。

ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは電話または口頭による通知等一切の手段を問いません。

8. 「宇宙遊覧」契約内容の変更または中止

当社は「宇宙遊覧」契約締結後であっても、天災地変、気象条件、戦乱、暴動、官公署の命令、法令改正、その

他当社の関与し得ない事由が生じた場合、または、「宇宙遊覧」参加者の身体的・精神的負担等を鑑みた場合において、「宇宙遊覧」の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して日程、サービスの内容もしくは代金を変更または中止することがあります。

ただし、いずれも緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明する場合があります。

9. フライトの中止及び契約の解除

次に例示する事由等に該当する場合、当社は「宇宙遊覧」契約を解除することがあります。当社の責に帰すべき事由によらず「宇宙遊覧」の一部もしくは全部のサービスが提供できなかった場合には当社は責任を負わず、お客様の責に帰すべき事由による解除の場合は取消料と同額の違約金を申し受けます。

- (1) お客様の責任または自己都合（お客様が予め明示した性別、年齢、資格、技能、健康状態の不調、既往症その他参加条件を満たしていないことが判明した場合。集合時間に遅れた場合。診断書、親権者等の署名が必要な書類に不備や不可があった場合。当社からの問いかけに対し期日までにご連絡いただけない場合。その他、当社がお客様都合と判断する十分な理由がお客様にある場合。）により、当社がお客様のご参加をお断りした場合。
- (2) 当社の定める禁止事項を遵守いただけない場合。
- (3) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の指導命令、法令改正、感染症等の流行その他当社の責めに帰すべき事由によらず「宇宙遊覧」中の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となる恐れがきわめて大きい場合。

- (4) 当社指定の期日までに、「宇宙遊覧フライト代金全額」の入金確認ができない場合。
- (5) お客様の責任または自己都合により、または、当社の責に帰すべき事由によらないお客様の無連絡により、受講・参加権利を利用されなかった「権利放棄」の場合。
- (6) その他当社に責に帰すべき事由によらない不測の事態による、フライト装置等の開発の中止。

10. 「宇宙遊覧」の延期

天候条件の不良（安全管理上、天候条件の適否は当社担当スタッフが判断いたします）、搭乗機材類の故障、事故、開発遅延等の理由により「宇宙遊覧」が延期された場合は以下の条件に基づき、お客様に詳細をご案内します。

- (1) スタンバイ期間中は実施可能な最初の日に実施するものとし、天候条件不良等の場合、スタンバイ期間中の翌日以降に延期の上、実施します。
- (2) スタンバイ期間中に天候条件不良等につきフライトが実施できなかった場合、スタンバイはいったん解除し、将来のスタンバイ期間を再設定することとします。再設定する場合の、再訪に関わる一切の滞在費、旅費等フライト以外にかかる費用はお客様負担となります。
- (3) 搭乗機材類の故障、事故、開発遅延等によりフライトが延期される場合、当社はかかる事態が発覚した時点で遅滞なく詳細をご案内し、将来のスタンバイ期間設定につき協議します。

11. お客様の交替

本商品はいかなる理由があろうと、お客様が契約上の地位を別の方に譲り渡すことが出来ません。

12. 申し込み後の取消料

お客様の自己都合により参加を取り消される場合には、契約時に当社が指定するフライト予定日当月の月初 1 日を基準日として起算し日数計算をおこない、代金に対しておひとりにつき以下の料率または金額で取消料を申し受けます。

期日	お支払いいただく金額
ご契約成立時より	宇宙遊覧代金の 20%
基準日から起算して 6 か月前より	宇宙遊覧代金の 50%
基準日から起算して 3 か月前より	宇宙遊覧代金の 70%
基準日から起算して 1 か月前より	宇宙遊覧代金の 90%
基準日より	宇宙遊覧代金の 100%

13. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、お客様に賠償をしていただきます。
- (2) 前項により、器材の破損、紛失等が発生し当社または所有者が損害を被った場合、修理に伴う費用または新規購入に要する費用等をお客様に賠償をしていただきます。
- (3) お客様は、「宇宙遊覧」契約を締結するに際して当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の「宇宙遊覧」契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (4) 当社は、「宇宙遊覧」のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を

講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

14. 補償

「宇宙遊覧」に参加されるお客様が、参加を目的として自宅を出発し帰着するまでの間に、急激かつ偶然な外来の事故により怪我をしてしまったときに、当社加入保険により、あらかじめ定められた補償をいたします。概要は下表のとおりとなりますが、詳細は当社からお渡しする被保険者証等によります。

保険契約者	当社
被保険者	搭乗者
保険金受取人	搭乗者
保険期間	宇宙遊覧参加の目的をもって日本国内の住居を出発してから日本国内の住居に帰着するまでの「旅行期間」中。 (注) 保険期間中であっても、住居出発前、および住居帰着後は補償されません。また、住居に帰着した時点で責任は終了します。保険期間は最長 1ヶ月です。
補償内容	傷害死亡・後遺障害 1億円 (注) 入院日額 5,000円 通院日額 3,000円 賠償責任 1億円 携行品 50万円 救援者費用 500万円 (注) 保険始期日 (宇宙遊覧参加の目的をもって日本国内の住居を出発した日)

	時点で満 15 歳未満の搭乗者は保険金額 5,000 万円となります。
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社

15. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や「宇宙遊覧」サービス等の提供のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当社の委託先び宇宙遊覧事務局に提供いたします。
- (2) プレスリリース、マスコミによる取材、SNS による拡散等によって、お客様の個人情報及び画像、動画等が公開される可能性があります。参加者はあらかじめ公開の可能性につき了承することとします。
- (3) 当社が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (4) 不測の事態により契約者本人との連絡が取れない場合や、お申込者が未成年の場合を除き、当該契約者以外へのお客様個人情報及び契約内容に関する情報開示・通知・折衝はおこないません。ただし、委任状持参または官公署の命令による場合を除きます。

16. 適用法及び管轄

本契約には、日本国法が適用されます。また、本契約に関する当社とお客様との一切の法的紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023 年 2 月 21 日を基準としております。記載内容については事前の予告なく変更される場合もあります。